

平成23年(行ウ)第17号、第18号

第二次泡瀬干潟埋立公金支出差止請求事件

原 告 前 川 盛 治 外274名

被 告 沖 縄 県 知 事 外1名

被告準備書面(30)

平成25年9月4日

那覇地方裁判所民事第2部合議A係 御中

被告沖縄県知事訴訟代理人弁護士

宮 里 啓

和 代

被告沖縄県知事訴訟代理人弁護士

宮 崎 政

久 代

同 訴 訟 復 代 理 人 弁 護 士

伊 東 幸 太 朗

被告沖縄県知事訴訟代理人弁護士

兼 島 雅 仁

同 訴 訟 復 代 理 人 弁 護 士

山 下 裕

第1 原告準備書面(36)に対する認否・反論

被告沖縄県知事は、原告準備書面(36)の主張に対し、被告沖縄市長準備書面(11)を援用する。

第2 原告準備書面(37)に対する認否・反論

- 1 同第1 (本件埋立計画におけるふ頭用地(小型船だまり)に関する需要予測)について
主張について争う。
(1)ア 原告らは、甲B第92号証に記載されている17隻の船が直ちに

本件埋立地上に計画されている小型船だまりを利用するとすること
は信用できないと主張する。

イ しかし、沖縄県は、甲B第92号証に記載されている17隻の船
に特定し、直ちに小型船だまりを利用するととらえているのではない。
アンケート及びヒアリング調査では、ダイビング・遊漁船事業
者が考える泡瀬地区への事業展開の可能性や東海岸に対する評価等
の聞き取りを行った。

その調査結果から将来の利用意思を示した事業者が所有する船舶
の諸元及び隻数を参考に、施設規模の算定を行ったのである。

換言すれば、個々の事業者を誘致し、小型船だまりの利用を確定
させたうえで施設規模を算定するというのであれば、その事業者が
実際に小型船だまりを利用するかどうかは重要な問題となり得るが、
沖縄県は、こうした前提で施設規模を算定しているわけではない。

沖縄県は、一般的な事業者を対象に、アンケート及びヒアリング調
査を行い、その結果、将来の利用意思を示した事業者が所有する船
舶の諸元及び隻数を参考に、施設規模を算定している。これは、甲
B第92号証の内容が小型船だまり用地の必要面積等を算定してい
ることからも明らかである。

(2)ア また、原告らは、甲B第93号証の情報に基づき検討した結果、
本件埋立事業における小型船だまりの需要予測は極めて信用できな
いとも主張する。

イ しかしながら、小型船だまりの需要予測は、将来の入域観光客数
や周辺人口を基に各種統計データを用いて推計しており、アンケ
ート及びヒアリング調査から行っているのではない。

原告の言う、小型船だまりの需要予測とは、県が小型船だまりの
施設規模の算定の参考とした船舶の諸元及び隻数のことと思われる

が、船舶の諸元及び隻数は、小型船だまりのエプロン用地や旅客用地など、施設規模を具体的に算定するために使用したものである。

原告らは、回答が得られたアンケート及びヒアリング調査対象事業者の営業拠点やホームページ上での現在の情報だけをもって、将来、本件埋立事業における小型船だまりの需要予測は信用できない旨主張するが、調査の結果は、施設規模算定のための基礎資料であり、アンケート回答事業者の現在の情報だけをもって、将来、泡瀬地区に施設が整備された場合の利用可能性を否定することは、強弁と言わざるを得ない。

なお、入域観光客数や周辺人口から推計される小型船だまりの需要予測は年間10.4万人と見込まれるのに対し、施設規模から算定される供給量は約4万人となっており、需要に対し堅めの施設規模となっている。（甲B1号証4頁(2)施設規模の項目）

ウ さらに、ダイビングを目的に沖縄を訪れる海外からの観光客は、増加傾向にあり、県は外国人ダイバー客を新たな成長分野と位置付け、安全・安心なダイビング環境を構築し、ガイドダイバーの養成や新事業モデルの開発などを図る方針としており（乙E11）、今後もダイビングの需要は増加することが見込まれる。

2 同第2（本件埋立計画におけるマリーナ施設用地に関する需要予測）について

主張について争う。

(1) これまで被告市準備書面(5)及び(8)で述べたとおりである。

マリーナの施設規模は、沖縄県が平成22年に沖縄本島内プレジャーボート所有者に対して実施した「泡瀬地区（東部海浜開発地区）マリーナ保管需要隻数に関するアンケート調査」の結果から算出されており、妥当性を有している。

(2) マリーナを含めた観光リゾート産業を成功に導くためには、単なるマリーナのみの整備だけではなく、ホテル、商業施設及び交通網の整備等を一体的に進める観光まちづくり政策が必要である。

東部海浜開発事業は、中部東海岸地域の活性化を図るため、マリーナ、ホテル、商業施設及び臨港道路等を一体的に整備し、スポーツコンベンション拠点を形成するものである。

他方、沖縄マリーナは、昭和28、29年ころ、有志者（米国人、日本人）により建設され、当初は米軍人に利用されていたものであるところ、現在、周辺は住宅街となっており、東部海浜開発事業と単純に比較検討することは相当ではない。

以上